

四日市市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第22号

四日市市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成20年四日市市規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をしている職員 <u>(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)</u> として在職した期間</p> <p>(3)から(10)まで (略)</p>	<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をしている職員として在職した期間</p> <p>(3)から(10)まで (略)</p>
<p>(勤勉手当の対象期間等)</p> <p>第19条 条例第60条の5第1項に規定する期間は基準日以前6箇月とする。ただし、特に市長が定める場合を除き、6月1日を基準日として支給する勤勉手当については、次の各号に定</p>	<p>(勤勉手当の対象期間等)</p> <p>第19条 条例第60条の5第1項に規定する期間は基準日以前6箇月とする。ただし、特に市長が定める場合を除き、6月1日を基準日として支給する勤勉手当については、次の各号に定</p>

める者（基準日の属する年度の前年度に次の各号に定める者でない者で、基準日に次の各号に定める者であるものは除く。）に対しては、基準日の前年の4月1日から基準日までの期間における勤務成績に応じて支給するものとする。

(1) 条例別表第3及び四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和62年四日市市規則第11号。以下「初任給規則」という。）別表第1（以下この条において「別表」という。）中職務の級の欄9級に規定する者

(2)及び(3) (略)

める者（基準日の属する年度の前年度に次の各号に定める者でない者で、基準日に次の各号に定める者であるものは除く。）に対しては、基準日の前年の4月1日から基準日までの期間における勤務成績に応じて支給するものとする。

(1) 四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和62年四日市市規則第11号）別表第1 級別職務分類表（以下この条において「別表」という。）中職務の級の欄9級に規定する者

(2)及び(3) (略)

改正後

別表第1（第5条関係）

職員	加算割合
<u>条例別表第3及び初任給規則別表第1に掲げる職務の級9級に該当する職員</u>	100分の20
<u>条例別表第3及び初任給規則別表第1に掲げる職務の級8級に該当する職員</u>	100分の15
<u>条例別表第3及び初任給規則別表第1に掲げる職務の級7級に該当する職員</u>	100分の15
<u>条例別表第3及び初任給規則別表第1に掲げる職務の級6級に該当する職員</u>	100分の10
<u>条例別表第3及び初任給規則別表第1に掲げる職務の級5級に該当する職員</u>	100分の8
<u>条例別表第3及び初任給規則別表第1に掲げる職務の級4級に該当する職員</u>	100分の5

改正前

別表第 1 (第 5 条関係)

職員	加算割合
<u>四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則</u> (昭和 6 2 年四日市市規則第 1 1 号。以下「規則」とい う。)別表第 1 に掲げる職務の級 9 級に該当する職員	1 0 0 分の 2 0
<u>規則別表第 1 に掲げる職務の級 8 級に該当する職員</u>	1 0 0 分の 1 5
<u>規則別表第 1 に掲げる職務の級 7 級に該当する職員</u>	1 0 0 分の 1 5
<u>規則別表第 1 に掲げる職務の級 6 級に該当する職員</u>	1 0 0 分の 1 0
<u>規則別表第 1 に掲げる職務の級 5 級に該当する職員</u>	1 0 0 分の 8
<u>規則別表第 1 に掲げる職務の級 4 級に該当する職員</u>	1 0 0 分の 5

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(総務部人事課)